

平成29年4月17日

会員各位

公益社団法人 全日本不動産協会静岡県本部

「浜松市企業立地マッチング支援事業」  
情報提供業者登録について（依頼）

平素は協会運営にご理解、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、この度、浜松市と全日静岡県本部において「浜松市企業立地マッチング支援事業」について業務委託を締結いたしました。この事業は、浜松市内に立地を希望する企業の不動産探しをサポートする事業（※概要等は別紙参照）となっています。つきましては、情報提供業者として登録いただける会員を募集しますのでご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、情報提供業者は浜松市以外の会員の方でも登録可能です。

記

<申請方法>

「情報提供業者登録申請書（様式1号）」に必要事項を記入して、県本部まで、郵送、FAX又はEメールのいずれかにて提出してください。

申請書の様式については全日静岡県本部ホームページからダウンロードをお願いします。

なお、ダウンロードが出来ない方は県本部までご連絡ください。

\* 県本部ホームページ：<http://shizuoka.zennichi.or.jp/>

<申請期間>

平成29年4月17日（月）から28日（金）（期限までに必着のこと）

なお、登録申請は上記申請期間以外は受け付けできません。

登録決定は、後日、当本部から申請者に通知いたします。

<申請先及びお問合せ>

公益社団法人 全日本不動産協会静岡県本部

〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル8F

TEL：(054) 285-1208 FAX：(054) 284-0913

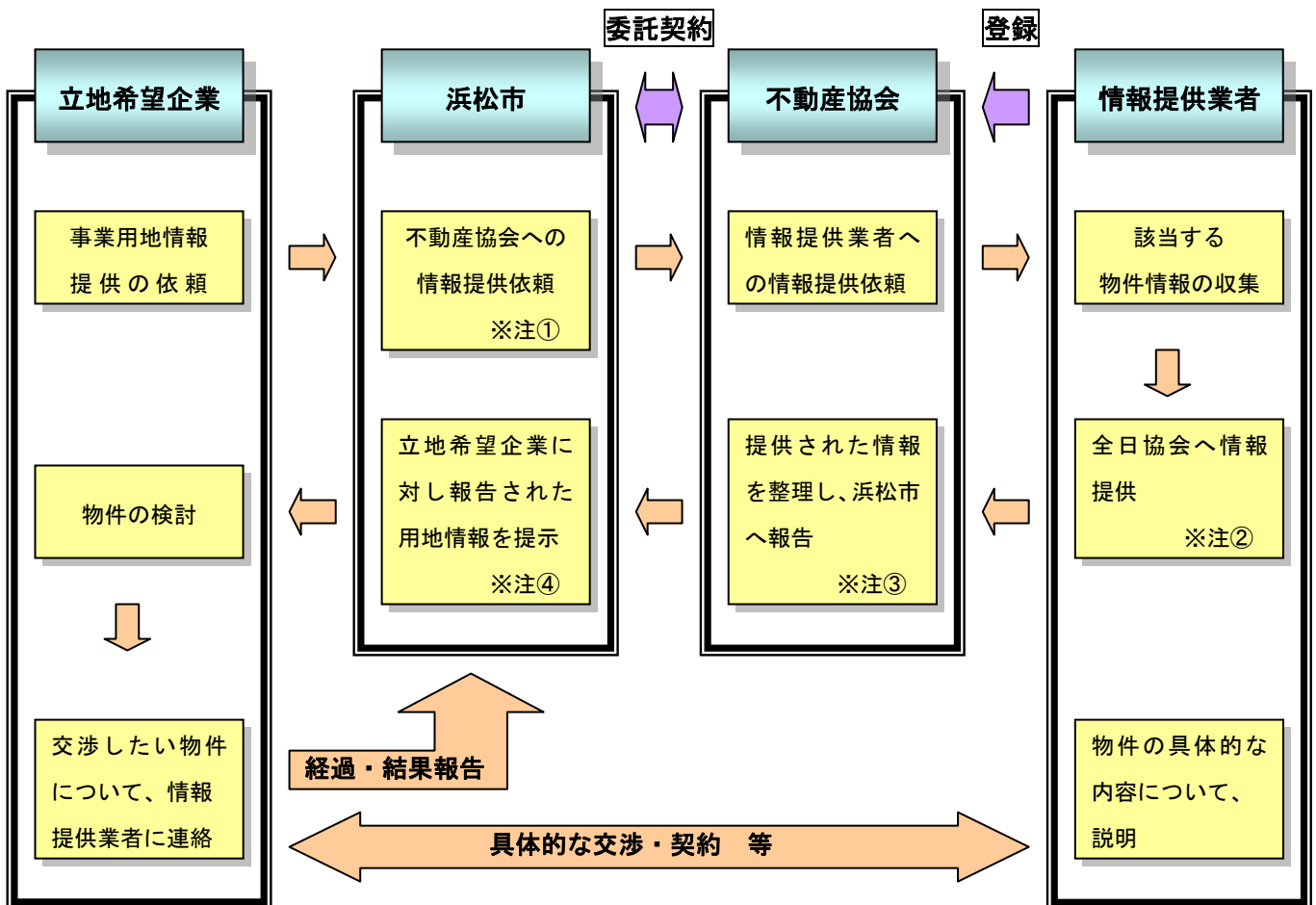
メールアドレス：info@shizuoka.zennichi.or.jp

以上

## 浜松市企業立地マッチング支援事業

### 《事業の概要》

浜松市では、製造業を主とした市内企業の流出防止及びものづくり企業のさらなる集積を目指して企業立地を進めています。こうしたことから、浜松市内に立地を希望する企業の不動産探しをサポートするため、「企業立地マッチング支援事業」を立ち上げます。これは、宅地建物取引業者の方が委託先である、(公社)全日本不動産協会静岡県本部に情報提供者として登録し、立地希望企業のニーズに合った不動産情報を提供していただき、立地希望企業と不動産情報とのマッチングを支援するシステムです。



※注① 依頼する不動産情報の範囲は、原則として製造業、研究・開発事業等を行う事業所が立地するための不動産の売買・賃借の情報とし、かつ敷地面積が1,000㎡以上の物件とします。なお、立地希望企業名は秘匿して情報提供依頼をします。

※注② 提供できる物件情報は、工場等の立地が可能な物件かつ媒介契約が締結されているものに限りま。

※注③ 同一の物件情報があった場合には、最も早く提供があったもののみを市へ報告していただきます。

※注④ 立地希望企業に対しての用地情報の提示は、物件所在地（町名までとし、地番・位置図等は企業へは提示しません）、用途地域、物件面積、希望価格、引渡し可能時期、現況地目、その他（インフラ整備の状況）とします。

## 【情報提供業者について】

浜松市の進める企業立地に協力していただける宅地建物取引業者の方に、「情報提供業者」として、(公社)全日本不動産協会静岡県本部に登録していただき、次に掲げる業務を行っていただきます。

- ・全日本不動産協会からの依頼による不動産情報の収集
- ・全日本不動産協会への不動産情報の提供
- ・立地希望企業との具体的な交渉・契約等は直接行っていただきます。  
(当事者間で行われる交渉・契約等につきましては、市は関与しません。)

### ○ 応募資格

- ・浜松市が進める企業立地の促進に協力する意思があり、本事業の趣旨を理解していただける者。
- ・(公社)全日本不動産協会静岡県本部の会員である者。
- ・宅地建物取引業法による、宅地建物取引業者である者。

### ○ 登録の有効期間

情報提供業者の登録の有効期間は、登録決定を通知した日から翌年の3月31日までとします。

なお、登録有効期間内に申請内容の変更・登録辞退等があった場合は、全日本不動産協会に届出をしていただきます。

### ○ 登録の取消し

情報提供業者が次に掲げる事項に該当するときは、登録を取消します。

- ・情報提供業者の基準に適合しなくなったとき。  
(例：宅地建物取引業の免許を取消された場合・廃業した場合など)
- ・不正な手段により登録を受けたとき。  
(例：虚偽の申請により登録を受けた場合など)
- ・登録申請書に記載の同意事項の順守がなされなかったとき、その他情報提供業者として適当でないと認めるとき。

### ≪申請方法及び申請期間≫

「情報提供業者登録申請書」に必要事項を記入して、(公社)全日本不動産協会静岡県本部へ提出してください。なお、申請書の様式については、(公社)全日本不動産協会静岡県本部のホームページ(<http://shizuoka.zennichi.or.jp/>)からダウンロードするか、全日本不動産協会静岡県本部へお問い合わせください。

**申請期間：平成29年4月17日(月)～28日(金)(郵送、FAX又はメール。期限までに必着のこと。)**

なお、登録申請は上記申請期間以外は受け付けません。

登録決定は、後日、全日本不動産協会静岡県本部から申請者に通知します。

<(公社)全日本不動産協会静岡県本部>

〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル8F

TEL: 054-285-1208 FAX: 054-284-0913

Eメール: info@shizuoka.zennichi.or.jp

<浜松市 産業部産業振興課 企業立地担当>

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

TEL: 053-457-2282 FAX: 050-3730-8899